

2025 年 12 月 9 日改訂

スーパー IC カード特別規定

第 1 条（スーパー IC カード特別規定）

- (1) 本規定は、スーパー IC カード（以下「本件カード」といいます。）のサービスのうち、クレジットカードサービスにつき定めるものです。
- (2) 本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となり、その他の預金口座を支払預金口座に指定することはできません。なお、支払預金口座に指定できる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。
- (3) 本件カードのお申し込みは、日本国内にお住まいの個人の方のみとします。また、お申し込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

第 2 条（本件カードの貸与・回収について）

- (1) 本件カードの所有権は、当行に帰属します。利用者（三菱UFJ-VISA 会員規約 別紙 1 に定める本人会員に対して発行する本件カードについては本人会員のことを、同紙に定める家族会員に対して発行する本件カードについては家族会員のことを指します。以下同じ。）へは当行の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもって本件カードを利用・管理するものとしします。
- (2) 利用者は本件カードのクレジットカードサービスについては利用者本人のみににおいて利用するものとし、本件カードを第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。また、本件カードを第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。
- (3) 本人が IC キャッシュカード規定第 10 条に基づいて代理人を届け出た場合であつても、代理人は当行から本人に貸与された本件カードを使用してクレジットカードサービスを利用することはできません。
- (4) 当行から本件カードの返却の請求があつた場合は、利用者はその請求に従って本件カードを返却するものとしします。

第 3 条（本件カードの審査）

- (1) 本件カードの交付は三菱UFJ-VISA 会員規約（以下「会員規約」といいます。）に基づく会員資格の審査が終了した後になります。
- (2) 会員規約に定めるクレジットカードサービス会員資格の審査の結果、資格を満たさない場合、IC キャッシュカードを発行します。

第4条（本件カードの作成および交付）

- (1) 前条により当行が利用者として承認した方（以下「契約者」といいます。）に、本件カードを交付します。
- (2) 当行は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても、当行が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
- (3) 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行で所定の期間のみ保管します。この場合、当行の口座店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本件カードのお申し込みが必要となります。

第5条（本件カードの記載事項・有効期限）

- (1) 本件カードについては表面または裏面に次の事項を記載します。
 - ①クレジットカード会員番号
 - ②支払預金口座の口座番号
 - ③契約者名
 - ④有効期限
- (2) 前項の③の契約者名は、本件カードの申込書記載の契約者名または申込書記載のカード表記用のお名前表記させていただきます。このお名前は当行にお届出の支払預金口座の口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本件カードのお申し込みについては、支払預金口座の名義にかかわらず、屋号付の名称や通称は受け付けできません。
- (3) 第1項の④の有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
- (4) 本件カードの交付を受けた場合は直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスのご利用の際に必要な応じて使用していただくものであり、この署名が無い場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

第6条（本件カードの有効期限更新時の取り扱い）

- (1) 本件カードの有効期限が到来する場合、当行が引き続き利用者として承認する契約者に対しては有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、本件カードの作成および交付について、第4条に準じるものとします。

- (2) 前項の場合において、当行がクレジットカードサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、キャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。
- (3) 前項の場合において、特に契約者本人の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定の本件カードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカードサービス用暗証番号は、そのまま継続するものとします。

第7条（本件カードの盗難・紛失）

- (1) 契約者は、本件カードを紛失、盗取された場合、本件カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、IC キャッシュカード規定および会員規約の定めるところにしたがって直ちに当行に連絡を行なうものとします。
- (2) 前項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、本規定・IC キャッシュカード規定および会員規約に定める場合を除き当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の連絡を受けた場合は、当行は当該連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における契約者の誤りなどで本件カードが使用できないことが生じても、当行は責任を負いません。

第7条の2（キャッシング不正利用時の補償等）

クレジットカードサービスのうち当行および提携先の現金自動支払機による紛失、盗難、偽造等の事故により生じたキャッシング不正利用時の補償等については会員規約を適用することとします。

第8条（本件カードの使用不能）

- (1) 万が一本件カードについて使用不能が生じた場合には、当行の所定の窓口にご照会ください。
- (2) 本件カードの使用不能に伴ってカード再発行が必要な場合には、契約者は当行の所定の窓口で所定の手続を行うものとします。

第9条（届出事項の変更について）

- (1) 住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに当行所定の窓口で所定の書面により届け出るものとします。この所定の書面による届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、必ず本件カードを作成し直す必要がありますので、本件カードを当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ破棄してください。
- (3) 前項の場合も含めて届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合には、新しいカードが交付されるまでの間は、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は責任を負いません。

第 10 条（カード種類の変更など）

- (1) 本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。
- (2) カード種類の変更については、当行が別途認めた場合を除き、お申し込みできません。

第 11 条（本件カードの利用停止）

- (1) 当行は、契約者が本規定または会員規約もしくは IC キャッシュカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。またこの場合において当行は契約者に特に催告することなく本件カードが利用可能な現金自動預入払出機・現金自動支払機・自動振込機等（以下総称して「自動機」といいます。）や会員規約第 44 条で定める加盟店を通じて本件カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負いません。
- (2) 本件カードのクレジットカードサービスの利用について、本件カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本件カードの利用について第三者による不正利用の疑義が生じた場合には、当行は本件カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全性を確保するため、当該契約者ご本人に係るクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負いません。

- (3) 前項の場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
- (4) 本件カードのキャッシュカードサービスの利用について、第 2 項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第 3 項と同様にスーパー IC カードサービスの利用を停止できるものとします。

第 12 条（本件カードの解約・会員資格の取消について）

- (1) 契約者は本件カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては、当行の所定の書面を当行所定の窓口へ提出してください。この場合、本件カードは当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分および IC チップ部分を切断のうえ破棄してください。
- (2) 本件カードのクレジットカードサービスについては、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスに係る契約を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。またこの場合、当行は ETC サービスに係る契約についても、特に契約者に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負いません。
- (3) 前項の他に、当行は契約者が本規定または IC キャッシュカード規定もしくは会員規約に違反したと認められた場合には、本件カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第 13 条（当行からの相殺）

- (1) 契約者がショッピング、ならびにキャッシングの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いの手数料、遅延損害金、キャッシング利用代金、利息、遅延損害金等この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- (2) 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行日の当日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。

第 14 条（契約者からの相殺）

- (1) 契約者は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。

- (2) 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行へ提出してください。
- (3) 第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行日の当日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第15条（本件カードの利用・機械の誤操作について）

- (1) 本件カードのご利用については、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いないように、所定の方法により利用してください。
- (2) 自動機などに本件カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、当該取引が会員規約ならびに本規定、ICキャッシュカード規定に従い、または自動機などの所定の案内通りに利用して成立したものである場合には、当該取引は有効なものとして取り扱います。また、当該取引の取消しまたは訂正はできません。

第16条（準拠法・規定の適用）

- (1) 本件カードに係る契約に関する準拠法は全て日本法とします。
- (2) 本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用するものとします。また、キャッシュカードサービスについては、ICキャッシュカード規定、普通預金規定、普通預金〔段階金利型〕（スーパー普通預金）規定、総合口座取引規定、振込規定その他当行の定める規定を適用するものとします。
- (3) 本規定によるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とするものとします。

第17条（規定の改定）

本規定の変更について、当行から変更内容を通知した後または新規定を送付した後に本件カードを利用したときは、利用者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。

以 上